

---

令和7年 9月 宇美町議会定例会会議録（第1日）

令和7年9月9日宇美町議会定例会を宇美町議会議場に招集した

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

（1）議長事務報告

（2）町長行政報告及び提案総括説明

（3）教育委員会行政報告

日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託

日程第5 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

（1）議長事務報告

（2）町長行政報告及び提案総括説明

（3）教育委員会行政報告

日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託

日程第5 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

---

出席議員（10名）

1番 小林 孝昭

2番 安川 稔幸

3番 高橋 紳章

4番 丸山 康夫

5番 平野 龍彦

6番 安川 繁典

9番 鳴海 圭矢

10番 白水 英至

11番 藤木 泰

12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（1名）

8番 黒川 悟

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘      書記 園 麻友

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	藤木 義和
シティプロモーション課長	竹下 健一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	工藤 寿子	環境課長	石川 和男
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	添田 勝春
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畠 廣典
社会教育課長	太田 一男	こどもみらい課長	入江 和美

---

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第1号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年9月宇美町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本定例会会期中の欠席届が8番、黒川議員から出ております。

また、去る8月23日付で入江政行議員から一身上の都合により、議員辞職願が提出され、8月25日に地方自治法第126条の規定により許可をいたしておりますので、8月25日をもって辞職となりましたことを御報告いたします。

続いて、お知らせします。本定例会会期中、議会広報用のため事務局職員による写真撮影を許しております。

---

## 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、安川議員と3番、高橋議員を指名します。

---

## 日程第2．会期の決定

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討した結果、本定例会の会期は、本日から9月29日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月29日までの21日間に決定しました。

---

## 日程第3．諸般の報告

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、諸般の報告を行います。

[議長交代]

○副議長（藤木 泰）

議長事務報告を求めます。古賀議長。

○議長（古賀ひろ子）

議長事務報告を行います。

令和7年7月7日に、福岡外環状線建設促進期成会総会がありました。

議案第1号 令和6年度事業報告では、要望・提言活動などの実績報告があり、議案第2号 令和6年度歳入歳出決算は、歳入102万4,402円、歳出65万4,424円、差引残高は36万9,978円でした。

議案第3号 令和7年度事業計画（案）は、国・県などの関係機関及び地元選出の国会議員、県議会議員に対し、積極的に要望・提言活動を行うこととしております。

議案第4号 令和7年度歳入歳出予算（案）は、歳入歳出それぞれ99万円で決定しました。

議案第5号 顧問の承認では、福岡2区の衆議院議員稻富修二氏、福岡5区の衆議院議員栗原涉氏を承認しました。

最後に、事業概要などの報告がありました。

次に、令和7年7月9日に、多々良川水系改修事業促進協議会通常総会がありました。

第1号議案 令和6年度事業報告及び歳入歳出決算についてでは、要望活動などの実績報告があり、歳入歳出決算は、歳入188万7,843円、歳出111万5,380円、差引残高は77万2,463円でした。

第2号議案 令和7年度事業計画（案）は、国、県及び地元選出の国会議員に対する要望活動や技術研修会などを行うこととしております。

第3号議案 令和7年度歳入歳出予算（案）は、歳入歳出それぞれ182万3,000円で決定しました。

第4号議案 多々良川水系改修事業促進の要望書（案）について決定しました。

また、第5号議案では、役員の選任（案）について決定しました。

最後に、事業概要などの報告がありました。

次に、令和7年7月10日に糟屋地区議長協議会がありました。

報告・協議事項では、初めに福岡県町村議会議長会、令和7年度第2回理事会の報告がありました。

次に、令和7年度糟屋地区議長協議会表彰者については、各市町で議員として在職10年に達した12名を表彰予定者とすることの報告を受けました。

次に、各郡提出要望の選定について協議を行いました。

最後に、各市町の令和7年6月定例会の情報交換を行いました。

次に、令和7年7月14日に、主要地方道筑紫野古賀線道路建設促進期成会総会がありました。

議案第1号 令和6年度事業報告では、要望・提言活動などの実績報告があり、議案第2号令和6年度歳入歳出決算は、歳入211万6,224円、歳出73万4,894円、差引残高は138万1,330円でした。

議案第3号 令和7年度事業計画（案）は、国、県及び地元選出の国会議員、県議会議員に対し、積極的に要望・提言活動を行うこととしております。

議案第4号 令和7年度歳入歳出予算（案）は、歳入歳出それぞれ214万2,000円で決定しました。

議案第5号の顧問の承認では、福岡2区の衆議院議員稻富修二氏、福岡5区の衆議院議員栗原涉氏を承認しました。

最後に、事業概要などの報告がありました。

次に、令和7年7月16日に福岡都市高速道路整備促進期成会総会と、多々良川流域下水道促進協議会定例会がありました。

初めに、福岡都市高速道路整備促進期成会総会の報告をいたします。

議案第1号 令和6年度事業報告では、提言活動などの実績報告があり、議案第2号 令和6年度収入支出決算は、収入271万1,126円、支出92万5,439円、差引残高は178万5,687円でした。

議案第3号 令和7年度事業計画（案）は、国及び関係機関に対し積極的に提言活動を行うこととしております。

議案第4号 令和7年度収入支出予算（案）は、収入支出それぞれ238万6,487円で決定しました。

議案第5号 顧問の承認では、福岡2区の衆議院議員稻富修二氏、福岡5区の衆議院議員栗原渉氏を承認しました。

最後に、事業概要などの報告がありました。

次に、多々良川流域下水道促進協議会定例会の報告をいたします。

第1号議案 令和6年度会務報告についてでは、下水道普及啓発行事、国への要望活動などの実績報告がありました。

第2号議案 令和6年度歳入歳出計算についてでは、歳入239万8,554円、歳出151万760円、差引残高は88万7,794円でした。

第3号議案 令和7年度事業計画（案）は、6年度と同様、啓発活動、要望活動などを行うこととしております。

第4号議案 令和7年度会費の額の案については、120万円の会費のうち宇美町の負担は14万9,214円に決定しました。

第5号議案 令和7年度歳入歳出予算（案）については、歳入歳出それぞれ208万8,000円で決定しました。

最後に、事業概要などの報告がありました。

次に、令和7年7月23日、福岡都市圏議長会総会がありました。

新任議長の紹介の後、令和6年度事務報告があり、令和6年度決算は、歳入190万5,732円、歳出160万4,342円、差引残高は30万1,390円でした。

令和7年度事業計画（案）については、令和8年1月に視察研修を実施することとしており、予算（案）については、歳入歳出それぞれ336万3,000円で決定しました。

また、役員改選及び福岡都市圏広域行政推進協議会の活動について報告がありました。

以上で、議長事務報告を終わります。

○副議長（藤木 泰）

議長事務報告を終わります。

[議長交代]

○議長（古賀ひろ子）

次に、町長行政報告及び提案総括説明を行います。

町長より、本定例会に提案された案件は、人事案6件、工事請負契約締結案1件、条例案4件、予算案2件、決算認定案5件、健全化判断比率等の報告1件の計19件です。

町長行政報告及び提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸）

皆さん、おはようございます。

本日、宇美町議会9月定例会を招集しましたところ、議員の皆さんには公私ともに御多忙の中、御出席くださいまして誠にありがとうございます。

8月10日から11日にかけて九州北部を襲った記録的な大雨は、福岡県内各地に甚大な被害をもたらしました。

8月27日までの県などの集計によりますと、主な家屋被害は全壊3件、半壊12件、一部破損8件、民家の床上浸水74件、床下浸水173件、土砂災害90件などとなっています。お亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、8月9日の昼前から大雨に関する情報収集を行い、翌10日の午後から避難所開設の準備を進め、16時に災害警戒本部を設置し、自主避難所を開設しました。

大雨警報の発令を受けて、18時には災害対策本部を設置し、並行して避難所を追加開設するとともに、高齢者等避難を発令しました。

さらに、土砂災害警戒情報の発令を受けて、19時には山沿いや河川沿いの地域を対象に警戒レベル4の避難指示を発令し、町内5か所の避難所の運営に当たりました。

今回の大雨による避難者数は7世帯14名で、幸い町内において人的被害は確認されておりません。また、町内の道路等の公共施設では、倒木、道路冠水、水路からの雨水・土砂等の流出が発生しましたが、復旧は全て完了しております。

引き続き、災害への備えを一層強化するとともに、災害に強いまちづくりの推進に全力で取り組んでまいります。

それでは、9月定例会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、宇美八幡宮の国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

7月18日に開催された国文化財保護審議会は、宇美八幡宮の本殿・拝殿及び幣殿・神門の

3件を国登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、この3件は国登録有形文化財（建造物）に登録され、宇美町内では初の国登録有形文化財の誕生となります。

今回の登録は、国登録有形文化財（建造物）の登録基準とされる建設後50年を経過し、本殿と神門は、造形の規範となる建造物であること、そして拝殿及び幣殿は、歴史的景観に寄与する建造物であることが評価されました。

宇美八幡宮建造物の国登録文化財の登録は、町のシティプロモーション、そして魅力向上、さらには町の地域活性化に資するものと考えております。

今後も、宇美八幡宮の歴史的価値を町内外に発信し、地域が誇る大切な文化財として、次世代に継承するよう取り組んでまいります。

次に、宇美町歴史サポーター養成講座及び夏休み歴史体験講座の実施について御報告いたします。

今年度も「町の歴史を知ってもらおう！　深く学ぼう！！　そして郷土宇美を愛してもらおう！！！」を目的とした歴史サポーター養成講座を、7月19日に開催しました。

今年度の受講生は、これまで最多となる46名となっており、来年3月までの全9回の講座で「西の都」文化財探訪ツアーをはじめ、宇美の歴史を様々な角度から掘り下げて学び、郷土・宇美への理解と愛着を深めていただくこととしています。

また、歴史民俗資料館では、町内の小・中学校を対象として、夏休み歴史体験講座を7月26日に開催したところ、22名が受講しました。

受講したこどもたちは、資料館にある本物の歴史的資料を見て、また、実際に触れるができる物には触れて学び、思い思いにオリジナルの勾玉やミニチュアはにわづくり体験に目を輝かせながら取り組んでいました。

今後も、町の魅力的な宝の一つである歴史的資源を最大限に生かして、郷土・宇美への誇りや愛着を育み、町のシティプロモーションに努めてまいります。

次に、7月29日に行われた東京2025デフリンピックのPRキャラバン活動について御報告いたします。

このキャラバン活動は、一般財団法人全日本ろうあ連盟の主催の下、今年11月15日に開幕する東京2025デフリンピックの認知度向上と手話言語や、ろう者の文化の発信・理解促進などのために全国各地を回り、日本代表選手や各国選手への応援メッセージを全国から届けることを目的としたものです。

デフリンピックは、聴覚に障がいを持つトップアスリートが集うオリンピックともいわれ、100年の歴史を持つ国際的なスポーツ大会であり、今回、初めて日本で開催される記念すべき

大会となるものです。

セレモニーでは、宇美町出身・在住で、デフサッカー日本代表キャプテンで大会の旗手を務める松元卓巳選手から、「選手の力だけではなく、応援してくださる方々と一緒に金メダルを取りたい。一緒に戦いましょう！」と力強い決意表明がありました。

キャラバン活動には、議員の皆様をはじめ、宇美町手話の会や多くの町民の皆様にも駆けつけていただき、たくさんの応援メッセージをいただきました。

障がいのある人もない人も、ひとしくスポーツを楽しめる社会の実現に向けて、東京2025デフリンピックの成功と、出場されるアスリートの皆さんのお活躍を町を挙げて応援していきたいと思います。

次に、福岡J・アンクラスとの連携協定締結式について御報告いたします。

6月30日、宇美町総合スポーツ公園にて、九州女子サッカーリーグ1部で活躍する「福岡J・アンクラス」と連携協定を締結しました。

本連携協定は、宇美町総合計画及び宇美町スポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設の整備・活用、町民参加型のスポーツイベントの開催、そして地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進等を通じて、地域の活性化を図ることを目的としたものです。

今後は、宇美町総合スポーツ公園を福岡J・アンクラスのホームグラウンドとし、公式戦の開催や練習会場として活用していただき、町民の皆様が「見るスポーツ」として試合観戦に訪れる機会が増えるだけではなく、「支えるスポーツ」としてボランティアなどの参加も期待しているところです。

また、選手の皆さんには、子どものサッカー教室や中学校部活動の地域展開に向けた指導、町で開催するイベントなどにも積極的に参加していただき、クラブの認知度向上と子どもたちの健全な育成、宇美町のスポーツ振興の一助となるよう御協力いただければと考えています。

次に、宇美町都市計画マスターplan令和7年度改定版の策定について御報告いたします。

宇美町都市計画マスターplanは、本町の都市計画に関する今後の都市づくりの方向性を具体的に示し、住民と都市づくりの方向性を共有しながら都市計画を推進していくため、その指針として策定するものです。

社会情勢の大きな変化に伴い、本町の都市計画を取り巻く状況は大きく変化しています。これらの変化に対応するため、おおむね20年後の都市構造を展望しつつ、今後10年間の都市づくりの方針や地域別の土地利用方針として、宇美町都市計画マスターplanの改定版を策定しました。

今後も、この計画を土台として、持続可能で魅力あるまちづくりを推進し、町の将来像であります「『このまちが、いい。』わたしたちの誇り 宇美」の実現に努めてまいります。

次に、宇美町職員防災訓練について御報告いたします。

災害対策基本法の改正や福岡県地域防災計画との整合を図るため、宇美町地域防災計画を改訂したことから、防災訓練の一環として7月3日、4日の2日間にわたり、全ての職員に対して宇美町地域防災計画改訂に伴う研修会を行いました。

宇美町地域防災計画は、町土の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害からいち早く保護するための計画です。職員には、改訂内容の概要や計画の構成を説明し、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興対策に関する知識や能力を高める研修を行いました。

今後も、継続的に職員研修を実施し、突然起こる災害に対応すべく、職員のスキルアップと防災意識の向上に努めてまいります。

次に、令和7年度宇美町消防団操法大会について御報告いたします。

第68回宇美町消防団ポンプ操法大会が、6月15日に宇美東小学校横操法会場で開催されました。

ポンプ車の部では第5分団Aチームが、小型ポンプの部では第4分団Aチームが優勝しました。各分団1か月以上に及ぶ訓練の成果を十分に発揮したすばらしい大会となり、操法大会を通して、地域住民の安心安全を守るべく地域防災の中心的役割を担う宇美町消防団の頼もしい姿を見ることができました。

次に、第75回社会を明るくする運動街頭啓発について御報告いたします。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めることを目的とする全国的な運動であり、毎年7月の1か月間を強調月間として、広く啓発啓蒙に努めているところです。

本町におきましても、7月1日の早朝からJR宇美駅前広場において、宇美町保護司会の方々をはじめとする運動推進委員の皆さんとともに、街頭啓発を行いました。

また、議員の皆さんと一緒に「薬物乱用防止」の啓発も併せて行うことができ、犯罪や非行のない明るい社会をつくる一助になったのではないかと思います。

次に、令和6年度低所得世帯支援給付金について御報告いたします。

本給付金は、物価高騰により家計への影響が大きい非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円とその世帯に属する18歳未満のこども1人につき2万円の支給を行うものです。令和7年7月31日生まれまでの児童を対象とした事業が終了し、支給率は98.6%となりました。また、こどもの加算世帯の支給率は98.7%となっています。

次に、令和6年度定額減税に係る調整給付金（不足額給付）について御報告いたします。

本給付金は、令和6年度に定額減税調整給付金を支給しましたが、令和7年度に所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と定額減税調整給付金との差額が生じた方

に対して、追加で不足分を給付するものです。

令和7年8月22日に、対象者宛ての通知を発送しましたが、一部支給対象外の方へ誤って送付してしまいました。原因は、対象者抽出システムでの抽出条件が正しく反映されていなかったことに加えて、発送前の対象者チェックが不十分だったことによるものです。

今回の件で、町民の皆さんには多大な御迷惑と御心配をおかけしたこと深くおわび申し上げます。

今後、抽出条件の二重チェックやシステムの反映確認プロセス追加等の再発防止策を徹底し、正確な事務の実施に努めてまいります。

なお、初回の支給は9月16日に行う予定で、申請期限は10月31日までとなっておりますので、遗漏のないよう給付金支給事務を進めてまいります。

次に、ひばりが丘災害復旧事業の進捗状況について御報告いたします。

施工中ののり面工事は上段が完了し、現在下段ののり枠工の着手に向け、のり面整形を行っています。工事の進捗は、8月末時点で77.2%と順調に進んでおります。

これから台風シーズンを迎えるため、対策を講じながら安全を最優先に工事を進めるとともに、現場作業の安全を図り、本年度末の竣工に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして行政報告を終わりますが、今後とも議員各位の御理解とお力添えを心からお願い申し上げます。

それでは引き続き、9月議会に当たりまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議会に提案しています議案は、人事案6件、工事請負契約締結案1件、条例案4件、予算案2件、決算認定案5件、健全化判断比率等の報告1件の計19件であります。

同意第4号の宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任については、宇美町固定資産評価審査委員会委員百田吉一氏の任期が本年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第5号の宇美町教育委員会委員の任命については、宇美町教育委員会委員の田島章江氏の任期が本年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

承認第5号の宇美町自治功労表彰候補者の推薦については、西川博之氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則の規定により、議会の承認を求めるものであります。

承認第6号の宇美町自治功労表彰候補者の推薦については、松枝千汐氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則の規定により、議会の承認を求めるものであります。

諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦については、佐々木恵美子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦については、石貫文子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第33号の工事請負契約の締結については、令和7年8月22日に指名競争入札を執行し、8月27日に落札者である上内電気株式会社と請負契約額5,946万4,900円で仮契約を締結した令和7年度総合スポーツ公園夜間照明設備LED化改修工事の本契約を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号の宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号の宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号の宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例については、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、入院及び通院に係る子ども医療費の助成範囲を高校生世代まで拡大することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号の宇美町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号の令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ8,657万5,000円を追加し、予算総額を39億182万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、令和6年度決算による繰越額の確定等に伴う補正を行っております。

議案第39号の令和7年度宇美町一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ8億4,843万1,000円を追加し、予算総額を162億8,076万8,000円とするものです。また、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案しています。

本補正予算は、第3子以降保育料無償化事業の実施に伴う認可保育所等に対する第3子以降保

育料無償化事業費補助金や、県からの交付金の追加受入れにより、施業面積が増となる荒廃森林整備工事請負費、宇美中学校、宇美東中学校の体育館空調設備実施設計業務委託料のほか、財政調整基金積立金、庁舎建設等基金積立金、ふるさと応援基金積立金、人件費の調整額などを計上しています。

また、今回の補正に必要な財源は、町税、普通交付税、荒廃森林整備事業交付金などの県支出金、町有地売払収入等の財産収入、前年度繰越金、緊急防災・減災事業債等の町債などを計上しています。

認定第1号から第5号までの決算認定案5件については、令和6年度の宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町一般会計歳入歳出決算認定について、議案として提案するものであります。

なお、監査委員の決算審査を受け、その意見書を付しておりますので、認定いただきますようお願い申し上げます。

最後に、報告については、報告第2号で令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものです。

以上で、行政報告及び提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには、担当者より詳細に説明させますので、議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（古賀ひろ子）

町長行政報告及び提案総括説明を終わります。

続いて、教育委員会行政報告を行います。

教育委員会行政報告を求めます。折居教育長。

#### ○教育長（折居邦成）

改めましておはようございます。

9月定例会に当たりまして、教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育課関連から2点報告いたします。

1つは、第1回学校教育推進協議会についてです。

学校教育推進協議会は、行きたい学校づくり、会いたい仲間づくり、参加したい学びづくりの実現に資することを目的に毎年2回開催しています。

第7次宇美町総合計画並びに令和7年度宇美町教育振興基本計画をもとにした学校経営の創意工夫点、本年度のゴール像、ゴール像の実現状況等を説明します。

6月3日火曜日の第1回協議会では、昨年度に引き続き、各校長から、不登校対策と確かな学

力の育成を柱に学校経営について説明し、令和7年度のゴール像を町民の皆様にお約束しました。

また、今年度は4月に開校した学びの多様化学校も教頭が校務運営について説明しました。

議会からは、御多用な中、議長をはじめ厚生文教常任委員会の皆様に御参加いただき、誠にありがとうございました。

協議会の講評では、福岡県教育庁福岡教育事務所副所長兼人権・同和教育室長の堺英典様に、学校経営・校務運営の価値づけと方向性についての助言をいただきました。

各校の取組について、10月からの教育委員会学校訪問で中間報告を行い、2月の第2回協議会にてゴール像に対する結果を最終報告します。

教育委員会といたましても、ゴール像が具現化できるよう学校支援を行ってまいります。

2つは、大規模災害対応リモート訓練についてです。

大地震や大雨、大雪、台風、さらには熱中症特別警戒アラートといった自然災害時に、児童生徒の安否確認及び学びを止めない環境づくりとして、6月23日月曜日に、初めて小学校1年生を除く全小・中学校でリモート訓練を行いました。

リモート訓練では、午後に児童生徒が帰宅した後、1人1台端末のクロームブックを使用して出席確認とリモート授業を実施し、その後クロームブック以外の個人端末での接続確認を行いました。

9月より1人1台端末がiPadに更新され、小学校1年生にも配付されました。

今後も、児童生徒の学びを止めない環境づくりに努めてまいります。

次に、社会教育課関連から1点報告いたします。

令和7年度宇美町人権課題啓発講演会についてです。

宇美町は7月を宇美町人権課題啓発強調月間と定め、人権教育及び人権課題啓発を推進しています。様々な人権課題に対する理解を深めるため、期間中、宇美町人権課題啓発講演会を開催しています。

今年度は、外国人の人権をテーマに開催し、北九州市立大学准教授アン・クレシーニさんをお招きして、「アンちゃんと考える、多様性社会」と題して、7月5日土曜日に御講演をいただきました。

講演会では、御自身の経験をもとに、多様性やアイデンティティーを尊重することの大切さ、対話を通じて理解し合うことの重要性についてのお話がありました。

参加者からは、「日本人とは、の問い合わせ改めて考えさせられた」「相手を理解すること・言葉の大切さを学んだ」「自分の言葉に責任を持って生きていきたい」などの感想が寄せられ、とても有意義な講演会であったと感じています。

今後も、人権教育推進協議会をはじめ、関係機関・団体と連携しながら、町民一人一人の人権

が尊重される、偏見や差別のない優しさあふれるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、こどもみらい課関連から2点報告いたします。

1つは、小児生活習慣病予防健康診査うみっ子健診についてです。

今年度も町内9医療機関の御協力のもと、小学校5年生・中学2年生を対象として、6月3日から9月21日の間で、保護者の同意を得た希望者に実施し、併せて受診した児童生徒と保護者に対して、こどもみらい課の保健師による結果説明、保健指導を行っています。

また、新たな取組として、小学6年生を対象に町内5小学校で、こどもみらい課の職員がゲストティーチャーとして、生活習慣病に関する授業を行っています。

授業終了後のアンケートでは、「生活習慣病予防についての理解が深まった」「中2で受診してみたい」など回答が多数ありました。受診率向上に向け、こども自らが自分の身体に興味を持ち、受診したくなる工夫を行っています。

8月末時点での受診率は38.1%となっており、うみっ子健診を通じて、児童生徒その保護者に対して、食について考える機会を提供するとともに、医療機関や学校と連携し生活習慣病とその予防に関する取組を進めてまいります。

2つは、宇美町地域こどもの生活支援強化事業についてです。

この事業は、昨年11月9日土曜日に実施した「こども会議」において、児童生徒が「宇美町のこどもが笑顔になれる居場所」を提案したことを受け、安川町長が具現化した事業です。

中高生の居場所は、うみハピネス横のおむすび舎1階コミュニティ広場えんで、7月22日火曜日にオープンし、毎週火曜日・木曜日・土曜日に14時から19時の間、開所しています。

また、小学生の居場所も開設しており、各小学校区の公共施設で、夏休みに各2回、冬休みに各1回の開催となっています。8月末までの参加者数は、中高生71人、小学生116人です。

7月31日木曜日には、安川町長とこども会議に参加した中高生との意見交換を行い、生徒からは「自分たちが提案した居場所が、本当に実現するとは思っていなかったからとても驚いた」などの感想や、居場所の存在をより多くの若者に知ってもらうアイデア、居場所の充実に向けての課題、町に対する思い等、率直な意見をもらいました。

今後も、こどもの意見を聞き、尊重し、施策に反映していく「こどもまんなかまちづくり」をより一層推進してまいります。

以上、今後とも宇美町の教育力向上のために努力してまいりますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げ、教育委員会行政報告を終わります。ありがとうございました。

## ○議長（古賀ひろ子）

教育委員会行政報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4．特別委員会設置及び選任並びに付託

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、特別委員会設置及び選任並びに付託を議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定案5件については、9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号までの決算認定案5件については、9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。本特別委員会委員については、委員会条例第5条第4項の規定によって、1番、小林議員、2番、安川議員、3番、高橋議員、4番、丸山議員、5番、平野議員、6番、安川議員、9番、鳴海議員、10番、白水議員、11番、藤木議員の9名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

御報告いたします。全議員の申し合わせにより、決算審査特別委員会の委員長に10番、白水議員、副委員長に3番、高橋議員とすることを御報告いたします。

---

#### 日程第5．糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に、白水英至議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました白水英至議員を、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました白水英至議会議員が、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された白水英至議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時48分散会

---